

特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会 経費規程

(総則)

この規程は、会務のために行動する本会役員および事務局員などに対し支給する経費に関し、本会の予算事情を勘案しその支給基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに予算の適性かつ効率的な支出を図ることを目的として定める。

第1条 (事務局費)

本会の事務局を置くための事務所管理者に対し、月額10,000円を支払い、以下の経費に充てる。

- (1) 家賃、水道光熱費、通信費等の事務所経費およびコピー用紙等の消耗品費
- (2) その他、事務局業務を遂行するにあたり必要な費用

第2条 (会議費)

本会の会務を遂行するために必要な会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために要する費用として、1人あたり2,500円までの費用について弁済することが出来る。

第3条 (交際費)

渉外等において発生する喫茶等の飲食や茶菓の贈品については、1回につき10,000円を限度として弁済することが出来る。

第4条 (総会・理事会費及び懇親会費)

総会・理事会の開催にあたり、必要な費用及び、宿泊代等、その他これらに類する飲食物を供与するために要する、理事及び名誉会員の費用を、含めて1人あたり30,000円までの費用について弁済することが出来る。

また、出席する理事及び名誉会員の交通費に関しては、別に定める旅費規程により弁済する。

第5条 (物品の購入)

物資の購入の弁済については、当該領収書記載の額を補償する。尚購入金額が消費税を含めて、30,000円を超える場合は事前に理事長の決済を必要とする。

第6条 (精算)

諸費用の精算は、別途定める精算書にその支出の裏付けとなる領収書及び記録を添付して、事務局会計担当者に提出するものとする。

第7条 (規程の変更)

この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

附則

この規程は、平成25年11月27日から適用する。